

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ぎふNPOセンターという。(以下「法人」という。)

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、地域社会の住民が地域の課題を自ら解決し、地域を超えたより広い社会との連携に積極的に取り組むこと、また、そのような住民主体の社会を実現するため、NPOを含む住民の自発的活動を支援し、促進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

- ①第4条に述べた特定非営利活動に係る調査・研究事業
- ②第4条に述べた特定非営利活動に係る人材育成・研修事業
- ③第4条に述べた特定非営利活動に係る啓発・広報事業
- ④第4条に述べた特定非営利活動に係る相談・助言・提言事業
- ⑤職業紹介に係る事業
- ⑥成年後見に係る事業
- ⑦社会的包摂推進に係る事業
- ⑧地域資源を有効に利活用する事業
- ⑨そのほか、この法人の目的を達成するために必要な①から⑧までの事業に付帯する事業

第3章 会員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同し、運営に参画する個人
- (2)団体会員 この法人の目的に賛同し、共に活動する団体
- (3)賛助会員 この法人の目的に賛同し、支援する個人、企業、行政など

(入 会)

第 7 条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき
- (2)本人が死亡したとき、または賛助会員である団体などが消滅したとき
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退 会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名す

ることができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款、この法人の諸規定、および総会、理事会で決定した事項などに違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費およびそのほかの抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別および定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上15人以内
- (2) 監 事 1人以上 4人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長、専務理事、常務理事は必要に応じて置くことができる。

(選任など)

第 14 条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第 15 条 理事全員は、この法人を代表し、理事長は法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、日常の業務を処理する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づいて、日常の業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期など)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまではその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反そのほか役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬など)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種 別)

第20条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構 成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第22条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員の選任または解任
- (5) そのほか運営に関する重要事項

(開 催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、理事長が指名する正会員がこれにあたる。ただし、第23条第2項第2号および第3号の請求により臨時総会を開催した時は、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権など)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または、ほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者、または表決

委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算に関する事項
- (2) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) そのほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決など)

第 36 条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事長は、簡易な事項または緊急を要する事項については、理事が書面または電磁的記録により賛否を示すことによって、理事会の議決に代えることができる。

(表決権など)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第36条第3項の規定により理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 評議員

(評議員)

第 39 条 この法人の運営などに対する意見を求めるため、評議員を置くことができる。

- 2 評議員は理事会の議決に基づき、5人以上20人以内を選任し、理事長がこれを任命する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。

- 4 評議員は、第16条、第17条、および第19条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替える。
- 5 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反のほか評議員としてふさわしくない行為があったとき。

第8章 事務局

(職 員)

第40条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長1人および職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局長は専務理事が兼務することができる。
- 4 事務局長および職員は、理事長が任免する。

第9章 資産および会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) そのほかの収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告および決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録などの決算に関

- する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、当該事業年度終了後の理事会の議決を経、総会に報告しなければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(予備費の設定および使用)

- 第 47 条** 予算超過または予算外の費用の発生に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

- 第 48 条** この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

- 第 49 条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れそのほか新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 10 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

- 第 50 条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の5分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

- 第 51 条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第 52 条** この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

(合 併)

- 第 53 条** この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 12 章 雑則

(細 則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	和 田 信 明
専務理事	岩 間 誠
理事	岸 智津子
同	徳 村 稔
同	林 宏 澄
同	長 瀬 純 子
同	市 来 圭
監 事	渡 辺 成 洋
同	各 務 克 郎
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年6月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、設立の日から 2004 年6月 30 日までとする。
- 5 設立当初の会費は、第8条の規定に関わらず、次に、掲げる額とする。

(1)正会員	年会費 1口10,000円を1口以上
(2)賛助会員個人	年会費 1口 1,000円を2口以上
団体	年会費 1口 1,000円を2口以上
企業、行政など	年会費 1口10,000円を5口以上
- 6 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

附則

この定款は、平成25年1月16日から施行する。

附則

この定款は、平成27年3月26日から施行する。

附則

この定款の変更は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 70 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。